

## 大学等における輸出管理の強化について

平成 17・03・31 貿局第 1 号

平成17年4月1日

経済産業省 貿易経済協力局長

我が国は、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術の提供については、国際的協調の下に、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づき、厳格な輸出管理を行ってきております。

大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出管理の重要性は、我が国のみならず国際的に高まっており、2004年6月に開催された先進国首脳会議においても、すべての国家に対し効果的な国内的輸出管理の確立等を要請した国連安全保障理事会決議第1540号が強く支持され、大量破壊兵器の不拡散に関するG8行動計画が採択されたところです。

このように我が国のみならず国際的にも大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出管理の重要性がさらに高まる中、先端の研究開発を行う大学や公的研究機関(以下「大学等」という。)におきましても、効果的な輸出管理を行う必要性が高まってきております。

経済産業省といたしましては、文部科学省と連携をとりつつ、不用意に、大学等が大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術の提供を行うことがないように、大学等に対する説明会の開催や輸出管理規程の策定支援等を通じた取組を強化して参りたいと考えております。

外為法におきましては、学会誌への論文の投稿や学会発表など技術を公知とするための行為は、経済産業大臣の許可を受けないで行うことができるものとして指定されていますが、計測機器や試料の持ち出し、海外からの研究者や留学生の受入に伴う技術の提供、国際的な共同研究等における技術移転の中には、国際的な平和及び安全の維持の観点から、あらかじめ経済産業大臣の許可が必要なものも存在します。

このような状況を踏まえ、大学等の研究機関各位におかれましては、大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の違法輸出等に対する政府の対応方針を十分御

認識いただき、大量破壊兵器等の製造・開発に転用されるおそれのある貨物や技術に関連する研究分野を中心に、不用意な貨物の輸出や技術の提供が行われることがないよう管理を的確に行うとともに教職員等の皆様に周知・徹底していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易検査官室

(電話) 03-3501-2841

(E-mail) [qqfcbh@meti.go.jp](mailto:qqfcbh@meti.go.jp)